

国民健康保険・後期高齢者医療 ご加入のみなさまへ

交通事故などによるけがや病気の治療で

保険証を使ったら届出を!!

自転車による事故

すぐに加入の
市町村・国保組合の
窓口へ!!

他人のペットに
咬まれた



飲食店・購入食品
での食中毒

交通事故などの第三者(自分以外の人)の行為による治療で保険証を使ったら、

市町村・国保組合の窓口に届出が必要です。

(国民健康保険法施行規則第32条の6・高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第46条)